

平成 29 年 8 月 31 日
東北経済産業局

産業競争力強化法に基づく「創業支援事業計画」の認定をしました(第 12 回) ～創業支援事業計画策定市町村が東北で 166 市町村となりました～

産業競争力強化法(平成 26 年 1 月 20 日施行)に基づき、市町村が創業支援事業者と連携して策定する「創業支援事業計画」について、東北管内で新たに 5 計画(5 町)(全国 22 計画(22 市町村))を認定しました。

これにより、東北管内では 227 市町村のうち 166 市町村(73.1%)の 142 計画が認定となり、全国では 1,741 市町村のうち 1,346 市区町村(77.3%)の 1,201 計画が認定となりました。

次回(第 13 回)の認定は、平成 29 年 12 月下旬を予定しています。

1. 第 12 回認定 (5 計画 5 町)

青森県 横浜町
山形県 白鷹町
福島県 国見町、磐梯町、矢吹町

上記に加え、次の計画変更を認定。(11 計画 11 市町)

青森県 弘前市
岩手県 大船渡市
宮城県 仙台市、南三陸町
秋田県 横手市、美郷町
山形県 鶴岡市、南陽市
福島県 喜多方市、二本松市、西会津町

2. 第 13 回認定スケジュール

第 13 回認定については、次のスケジュールを予定しています。

第 13 回認定の流れ(予定)

平成 29 年 10 月 13 日(金曜日)	申請書(素案)受付締切
平成 29 年 11 月下旬	申請書(正式)受付締切
平成 29 年 12 月下旬	第 13 回認定

3. 創業支援事業計画の概要

(1) 国の認定

「産業競争力強化法」において、市町村が民間の創業支援事業者(地域金融機関、商工会議所・商工会、民間企業、NPO法人等)と連携し、ワンストップ相談窓口の設置、創業セミナーの開催、経営人材育成事業、コワーキング事業等の創業支援を行う「創業支援事業計画(最長5年間)」を策定し、国が認定することとしています。

(2) 創業支援事業者への支援

市町村と連携して創業支援事業を実施する創業支援事業者は、国の補助金を活用できるほか、一般社団法人、一般財団法人及び NPO 法人においては信用保証枠の拡大等の支援策を活用することができます。

(3) 創業者への支援

経営、財務、人材育成、販路開拓等の知識習得を目的として継続的に行う創業支援の取組を「特定創業支援事業」と位置づけ、この支援を受けた創業者には、登録免許税の軽減措置、信用保証枠の拡大等の支援策が適用されることとなります。

4. 全国の第12回認定

経済産業省ホームページ

<http://www.meti.go.jp/press/2017/08/20170831007/20170831007.html>

5. 認定自治体一覧(第1回～第12回)

(全国) 中小企業庁ホームページ

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/chiiki/2017/170831ninteijichi.pdf>

(東北) 東北経済産業局ホームページ

http://www.tohoku.meti.go.jp/s_shinki/sogyoshien.html

(本紙にかかるお問い合わせ先)

東北経済産業局産業支援課長 佐藤 和男

担当者：五十嵐、小林

電話：022-221-4882 (直通)